

広島県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保全林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保全林予定森林の所在場所

三次市作木町大山字天皇山四四九の一、四五二の二、四五七の一、四五八、四六一、四六二、四六三の一、四六四の一、四六四の二、四六五、四六七、四六八の一、四六八の二、四六九、四七〇、四七二の一から四七二の四まで、四七三の一、四七三の三、四七四の一、四七五の一、四七七の一、四八五、四八六の一、五〇八の三、五〇九の一、五〇九の二、五一の一、五一の四、五一二の一、五一二の三、五一三の一、五一七から五二一まで、五一一の、五一二の三、五一三の一、五一七から五二一まで、五二三、五二四の一、五二五、五二七、五二八の一、五三〇の一、五三〇の二、五三二、五三四の一、五三八の一、五三八の二、五四〇の一、五四三、五四六、五四七の一、五四八、作木町香淀字唐香九一八の一、九一九の五、九二六の一、九二七、九二九の一、九三二の七、九三三、九三四の一、九三五、九四六、九四七の一、九四八の一、九四九の一、九五二の一、九五三の二、九五七の一、九六〇の一、九六一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)